

事 務 連 絡
平成 28 年 6 月 30 日

各所属所
共済事務担当者 様

公立学校共済組合高知支部事務局長

傷病手当金等の算定方法及び 3 歳未満養育特例の
取扱いの一部変更について（通知）

日ごろから、当組合の事業運営に関しご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年 10 月からの被用者年金一元化に伴う標準報酬制への移行により、掛金及び給付の算定方法が給料から標準報酬月額へと変更されているところです。当該変更に伴う事務取扱いにつきましては「被用者年金一元化及び標準報酬制移行に伴う共済制度の取扱いについて」（平成 27 年 11 月 18 日付け公共高第 518 号）及び「休業給付における報酬との調整及び請求手続について」（平成 27 年 12 月 22 日付け事務連絡）により通知しましたが、傷病手当金及び出産手当金の算定方法、3 歳未満の子を養育する組合員等の標準報酬月額等の特例の取扱いの一部が変更となりましたので、通知します。

なお、変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 傷病手当金及び出産手当金の算定方法の一部変更

傷病手当金及び出産手当金は、支給対象月の標準報酬月額により算定していましたが、平成 28 年 4 月から支給開始日の属する月以前の直近の継続した過去 12 カ月の標準報酬月額を平均した額（平均標準報酬月額）により算定することとなりました。

一度、支給が開始されると開始時の給付日額は変動することなく固定されることとなります。したがって、支給開始日以降は標準報酬月額が改定された場合であっても給付日額の再計算は行わず、また、傷病手当金については、復職後に同一傷病により再度、休職した場合であっても、支給開始時に算定した給付日額を用いることとなります。（詳細については、別紙 1のとおり）

（ 参 考 ）

- ・傷病手当金・・・組合員が公務によらない病気又は負傷に係る療養のため勤務不能となり、その結果、所得の喪失又は減少という経済的損失があった場合に、これを補填する給付。
- ・出産手当金・・・組合員が出産の前後における一定期間内において勤務に服さなかったことにより、所得の喪失又は減少があった場合に、これを補填する給付。出産に当たっては、特別休暇として給料が減額されないのが通常であることから、実際に給付が発生するのは資格喪失に伴う出産等に限られます。

2. 3歳未満の子を養育する組合員等の標準報酬月額等の特例の取扱いの一部変更

3歳未満の子を養育する組合員等の標準報酬月額等の特例（以下「養育特例」といいます。）の申出時に添付する書類の一部を変更するとともに、複数の子について養育特例を適用する場合、及び基準月において当共済組合の組合員でない場合の養育特例の取扱いについて、次のとおり通知します。（詳細については、**別紙2**のとおり）

（1）申出時に提出する書類の変更

- ① 申出書の様式を変更します。
- ② 添付書類に戸籍謄本（又は戸籍抄本）を追加します。
- ③ 添付書類の証明日を提出日から遡って90日以内に発行されたものとします。

（2）複数の子について養育特例を適用する場合の取扱い

養育特例の対象期間中に、当該子以外の子に係る養育特例の申出を行った場合において従前保障等級（月額）が新たに保障されることとなる等級（月額）を上回る場合にあっては、従前保障等級（月額）により養育特例を適用します。

（3）基準月において当共済組合の組合員でない場合の取扱い

基準月（※1）において、他の実施機関の被保険者等（※2）であった場合は、当該他の実施機関における従前標準報酬等級（月額）により適用されます。

ただし、子を養育することとなった日が平成27年10月（被用者年金一元化）前である場合は、基準月において地方公務員共済組合又は国家公務員共済組合の組合員であるときに限り適用されることとなります。

また、基準月において他の実施機関の被保険者等でなかった場合は、養育特例の適用はありません。

基準月・・・	当該子を養育することとなった日（実子である場合は、子の出生日）の属する
（※1）	月の前月をいいます。当該月において当共済組合の組合員でない場合にあっては、当該月前1年以内における他の実施機関の被保険者等であった月のうち直近の月をいいます。
他の実施機関の・・・	厚生年金保険の被保険者で、当共済組合の組合員以外のものをいいます。
被保険者等（※2）	(1) 民間会社等で勤務する者 (2) 国家公務員共済組合の組合員（文部科学省共済組合など） (3) 地方公務員共済組合の組合員（地共済、市町村共済組合など） (4) 私立学校教職員共済の加入者

3. 送付資料

別紙1 「傷病手当金等の算定方法の変更について」

別紙2 「3歳未満の子を養育する組合員等の標準報酬月額等の特例の取扱いの一部変更」

別紙3 「3歳未満の子を養育する旨の申出書」（様式第1－10号）

別紙4 「3歳未満の子を養育しない旨の申出書」（様式第1－11号）

〔担 当〕 共済班 岡、竹口
〔TEL〕 088-821-4813
〔FAX〕 088-872-1227

傷病手当金等の算定方法の変更について

傷病手当金の算定基礎となる給付日額は請求の対象となる月に適用される標準報酬月額により算定していましたが、地方公務員等共済組合法第 68 条の改正により、平成 28 年 4 月 1 日から支給開始日の属する月以前 12 ヶ月の標準報酬月額の平均額により算定されることとなりました。（支給開始日の属する月以前 12 ヶ月の標準報酬月額を有していない場合の経過措置あり）

なお、支給開始日の属する月の翌月以降に標準報酬月額が改定された場合や、復職後に同一傷病により再度、休職した場合であっても、支給開始時に算定した傷病手当金給付日額を用いることとなります。

1. 傷病手当金とは

傷病手当金は公務によらない病気又は負傷により療養のため引き続き勤務することができないときに、勤務することができなくなった日以後 3 日を経過した日（4 日目）から支給されます。（勤務することができなくなった日以後 3 日を経過した日（4 日目）の引き続いた組合員期間が 12 ヶ月以上の者に限ります。ただし、他の共済組合（私学共済は除く。）の組合員期間は引き続いている場合に限り通算します。）

2. 算定方法の変更内容

①変更前（平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月）の傷病手当金の算定方法

$$\begin{aligned} \text{支給対象月における標準報酬月額} \times 1 / 22 &= \text{標準報酬日額（10 円未満四捨五入）} \\ \text{標準報酬日額} \times 2 / 3 &= \text{傷病手当金給付日額（円未満四捨五入）} \end{aligned}$$

《算定例 1 給付対象期間中に標準報酬月額が改定された場合》

給付対象月	平成 27 年 10 月～12 月	平成 28 年 1 月～3 月
標準報酬月額 (等級)	440,000 円 (第 24 級)	500,000 円 (第 26 級)
標準報酬日額	$440,000 \text{ 円} \times 1/22$ = 20,000 円	$500,000 \text{ 円} \times 1/22$ = 22,730 円
傷病手当金 給付日額	$20,000 \text{ 円} \times 2/3$ = 13,333 円	$22,730 \text{ 円} \times 2/3$ = 15,153 円
傷病手当金 給付月額	13,333 円 × 給付対象日数	15,153 × 給付対象日数
備 考	平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月までの間は、給付対象月毎に決定されている標準報酬月額により傷病手当金の給付額の算定を行っています。したがって、上記のように給付対象期間中の標準報酬月額が異なる場合は、異なる給付日額が算定されます。	

②変更後の傷病手当金の算定方法

平均標準報酬月額（注）×1／22＝平均標準報酬日額（10 円未満四捨五入）

平均標準報酬日額×2／3＝傷病手当金給付日額（円未満四捨五入）

（注）平均標準報酬月額とは、傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した 12 ヶ月間の各月の標準報酬月額の平均額（10 円未満四捨五入）のことです。

平成 27 年 10 月から標準報酬制へ移行したため、上記の算定方法は平成 28 年 9 月以降に傷病手当金の支給が開始される場合に限り適用されます。平成 28 年 8 月以前に傷病手当金の支給が開始している場合の平成 28 年 4 月以降の算定方法は、下記 3.（経過措置）をご覧ください。

【計算に用いる標準報酬月額は当組合における標準報酬月額に限りです。】

＜算定例2 給付対象月以前の直近の継続した 12 ヶ月間に標準報酬月額が改定された場合＞

○標準報酬月額

平成 27 年 10 月～12 月 440,000 円（第 24 級）

平成 28 年 1 月～3 月 500,000 円（第 26 級）

平成 28 年 4 月～9 月 560,000 円（第 28 級）

給付対象月	平成 28 年 9 月～
平均標準報酬月額	$(440,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 月} + 500,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 月} + 560,000 \text{ 円} \times 6 \text{ 月}) \times 1/12$ ＝ 515,000 円
平均標準報酬日額	$515,000 \text{ 円} \times 1/22 = 23,410 \text{ 円}$ （10 円未満四捨五入）
傷病手当金給付日額	$23,410 \text{ 円} \times 2/3 = 15,607 \text{ 円}$ （円未満四捨五入）
傷病手当金給付月額	15,607（円）× 給付対象日数
備 考	平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月（支給対象月）までの標準報酬月額の平均額により傷病手当金の給付日額の算定を行います。 一度、傷病手当金の支給が開始されると、その後、標準報酬月額が改定された場合であっても、給付日額は変動しません。したがって、上記の例の場合、平成 28 年 10 月以降、継続して休職等により給付対象者である場合の傷病手当金給付日額は平成 28 年 9 月時点の 15,607 円となります。なお、対象者が復職後、同一傷病により、再び傷病手当金の支給対象となった場合においても、同様の取扱いとなるため、再算定は行いません。

3. (経過措置) 平成 28 年 8 月以前に傷病手当金の支給開始日の属する月がある場合の算定方法
(支給開始日の属する月以前 12 ヶ月分の標準報酬月額を有していない場合)

経過措置①：平成 28 年 4 月～8 月までに傷病手当金の支給が開始された者の算定方法

※公立学校共済組合の組合員期間が 12 ヶ月以上あり、傷病手当金の支給要件を満たしている場合に限る。

$$\begin{aligned} \frac{\text{平成 27 年 10 月から支給開始日の属する月までの各月の標準報酬月額の合計額}}{\text{平成 27 年 10 月から支給開始日の属する月までの月数}} &= \text{平均標準報酬月額 (10 円未満四捨五入)} \\ \text{平均標準報酬月額} \times 1/22 &= \text{平均標準報酬日額 (10 円未満四捨五入)} \\ \text{平均標準報酬日額} \times 2/3 &= \text{傷病手当金給付日額 (円未満四捨五入)} \end{aligned}$$

【計算に用いる標準報酬月額は当組合における標準報酬月額に限ります。】

《イメージ図》

○平成 28 年 7 月に傷病手当金の支給が開始となった者の傷病手当金の算定方法



①：

$$\begin{aligned} \frac{\text{平成 27 年 10 \sim 平成 28 年 7 月 (支給開始日の属する月) までの各月の標準報酬月額の合計額}}{\text{平成 27 年 10 月 \sim 平成 28 年 7 月 (支給開始日の属する月) までの月数}} &= \text{平均標準報酬月額 (10 円未満四捨五入)} \\ \text{平均標準報酬月額} \times 1/22 &= \text{平均標準報酬日額 (10 円未満四捨五入)} \\ \text{平均標準報酬日額} \times 2/3 &= \text{傷病手当金給付日額 (円未満四捨五入)} \end{aligned}$$

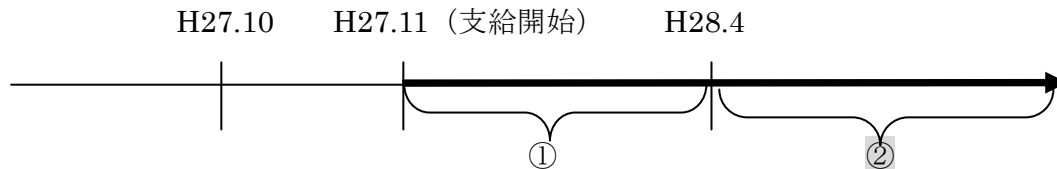
経過措置②：平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月までに傷病手当金の支給が開始された者の平成 28 年 4 月以降の算定方法

$$\begin{aligned} \frac{\text{平成 27 年 10 月から支給開始日の属する月までの各月の標準報酬月額の合計額}}{\text{平成 27 年 10 月から支給開始日の属する月までの月数}} &= \text{平均標準報酬月額 (10 円未満四捨五入)} \\ \text{平均標準報酬月額} \times 1/22 &= \text{平均標準報酬日額 (10 円未満四捨五入)} \\ \text{平均標準報酬日額} \times 2/3 &= \text{傷病手当金給付日額 (円未満四捨五入)} \end{aligned}$$

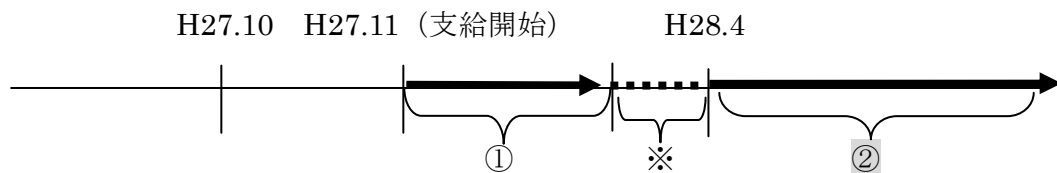
【計算に用いる標準報酬月額は当組合における標準報酬月額に限ります。】

《イメージ図》

○平成 27 年 11 月に傷病手当金が支給開始となった者の平成 28 年 4 月以降の傷病手当金の算定方法



○報酬との調整により支給対象月とならない月が発生している場合の傷病手当金の算定方法



①：各月における標準報酬月額×1/22＝標準報酬日額（10 円未満四捨五入）

標準報酬日額×2/3＝傷病手当金給付日額（円未満四捨五入）

②：

平成 27 年 10～11 月（支給開始日の属する月）までの各月の標準報酬月額の合計額
平成 27 年 10 月～11 月（支給開始日の属する月）までの月数

＝ 平均標準報酬月額（10 円未満四捨五入）

平均標準報酬月額×1/22 ＝ 平均標準報酬日額（10 円未満四捨五入）

平均標準報酬日額×2/3 ＝ 傷病手当金給付日額（円未満四捨五入）

※：傷病手当金給付日額と報酬日額との比較の結果、休職中であるが報酬日額が給付日額を上回るため傷病手当金の支給対象とならない期間（当該期間があったとしても、平成 28 年 4 月以降の支給額の算定方法は②となります。）

経過措置③：平成 27 年 9 月以前に傷病手当金の支給が開始された者の平成 28 年 4 月以降の算定方法

平成 27 年 10 月時点の標準報酬月額 ＝（平均）標準報酬月額（10 円未満四捨五入）

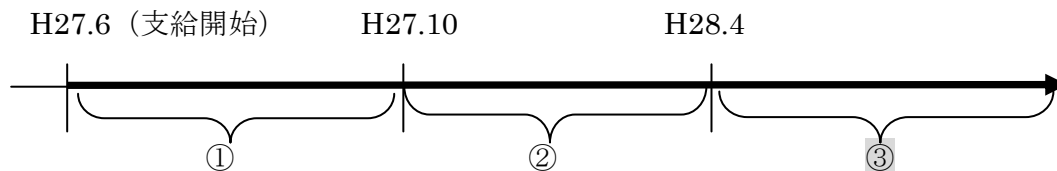
（平均）標準報酬月額×1/22 ＝ 平均標準報酬日額（10 円未満四捨五入）

（平均）標準報酬日額×2/3 ＝ 傷病手当金給付日額（円未満四捨五入）

【計算に用いる標準報酬月額は当組合における標準報酬月額に限ります。】

《イメージ図》

○平成 27 年 6 月に傷病手当金の支給が開始となった者の平成 28 年 4 月以降の傷病手当金の算定方法



①：給料月額×1/22＝給料日額（10 円未満四捨五入）

給料日額×1.25×2/3＝傷病手当金給付日額（円未満四捨五入）

②：各月における標準報酬月額×1/22＝標準報酬日額（10 円未満四捨五入）

標準報酬日額×2/3＝傷病手当金給付日額（円未満四捨五入）

③：平成 27 年 10 月時点の標準報酬月額×1/22

＝（平均）標準報酬日額（10 円未満四捨五入）

（平均）標準報酬日額×2/3＝傷病手当金給付日額（円未満四捨五入）

4. 公立学校共済組合の組合員期間が 12 ヶ月未満の者にかかる特別な算定方法

支給開始日の属する月以前の継続した当組合の組合員期間が 12 ヶ月未満の者における算定方法（3. 経過措置①は除く。）

対象者がいる場合は速やかに公立学校共済組合高知支部 短期給付担当（TEL：088-821-4813）までご連絡ください。

（発生例）：他の共済組合からの転入者で公立学校共済組合員高知支部の資格を取得してから 12 ヶ月経過する前に傷病手当金の支給対象となる場合（転入前期間を通算して傷病手当金の支給要件（組合員期間が 12 月以上）を満たす者）

次の①又は②のいずれか少ない額

①「傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額」

× 1/22 ＝ 平均標準報酬日額（10 円未満四捨五入）

平均標準報酬日額 × 2/3 ＝ 傷病手当金給付日額（円未満四捨五入）

②「傷病手当金支給開始日の属する年度の前年度 9 月 30 日（※）における平均標準報酬月額」

× 1/22 ＝ 平均標準報酬日額（10 円未満四捨五入）

平均標準報酬日額 × 2/3 ＝ 傷病手当金給付日額（円未満四捨五入）

（※）支給開始日の属する月が平成 28 年度以前の場合、平成 27 年 10 月 1 日時点の平均標準報酬月額（任意継続組合員を含む）となる。（平成 27 年 10 月 1 日の平均標準報酬月額：440,000 円）

【計算に用いる標準報酬月額は当組合における標準報酬月額に限ります。】

5. 平成 28 年 4 月以降の報酬との調整方法

次により算定した傷病手当金の給付日額（①）と、病気休暇又は病気休職の期間に支給された報酬日額（②）を比較して、傷病手当金の給付日額（①）が高い場合は、傷病手当金の給付日額（①）から報酬日額（②）を減額した額に支給対象日数を乗じて得た額を支給します（①≦②の場合は支給しません。）。

傷病手当金の給付日額は次により算定します。

① **2. 3. 4. の算定方法をご確認ください。**

② 病気休暇又は病気休職期間中の報酬日額の算定方法（平成 27 年 10 月から変更はありません。）

病気休暇又は病気休職期間中の報酬日額については、次表の区分及び報酬の種類に応じ、それぞれ同表に定める方法により算定した額の合計額（円未満切捨て）となります。日額で支給され勤務しない日について減額して支給されるものであるか、月額で支給されるものかを判断し、それぞれ算定します。

区分	報酬の種類	算定方法
日々の勤務に対して支給されるもの （日額で支給されるもので、 <u>勤務しない日について減額して支給されるもの</u> ）	給料月額 教職調整額 給料の調整額	報酬 × $\frac{1}{\text{勤務を要する日数}}$
日々の勤務とは関係なく支給されるもの （月額で支給されるもの） （一定の期間を対象として支払われるもの）	管理職手当 扶養手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 へき地手当 等	報酬(月額) × 1/22

※ 傷病手当金の支給期間に報酬が支払われた場合であっても、傷病手当金の算定の基礎とする日以外の日の勤務実績に基づく報酬については、傷病手当金との調整を行いません。

（調整対象とならない報酬の例）

【 超過勤務手当、休日給、宿日直手当、特殊勤務手当 等 】

6. 請求手続等

有給休職等の期間中の組合員がいる所属所では、給付日額と報酬日額を**試算して傷病手当金の支給の有無を確認してください。**試算ができない所属所は、報酬支払額証明書（様式第 3-28 号）を共済組合へ提出していただければ、試算をして通知します。

請求は、月単位となります。支給対象月の翌月以降、所属所長を通じて次の書類を提出してください。

【提出書類】

- ① 様式第 3-12 号 傷病手当金請求書
- ② 出勤簿の写し（所属所長の原本証明）

※初めて請求するときは、勤務ができなくなった日以降の出勤簿も併せて提出

- ③ 様式第 3-28 号 報酬支払額証明書

※初めて請求するときは、勤務することができなくなった日以降の報酬支払額証明書
（平成 27 年 9 月以前から勤務することができなくなった場合にあっては、平成 27
年 10 月以降のものに限り提出してください。）

※請求期間の月の全日数について報酬が支払われていない場合は、③の省略可

7. 平成 28 年 4 月以降の出産手当金の算定方法

傷病手当金の額の算定方法と同様となります。

3 歳未満の子を養育する組合員等の標準報酬月額等の
特例の取扱いの一部変更

3 歳未満の子を養育する組合員等の標準報酬月額等の特例（以下「養育特例」といいます。）の取扱いの一部を次のとおり変更します。

（1）申出時に提出する書類の変更

① 申出書の様式を変更します。

「3 歳未満の子を養育する旨の申出書」（様式第 1－10 号）及び「3 歳未満の子を養育しない旨の申出書」（様式第 1－11 号）の様式の一部を改正します。

根拠法に厚生年金保険法を追記するとともに、基準月に当共済組合の組合員でない場合の実施機関名を追記します。

- ・基準月・・・子を養育することとなった日（誕生日）の属する月の前月をいいます。当該月において当共済組合の組合員でない場合にあっては、当該月前 1 年以内における他の実施機関の被保険者等であった月のうち直近の月をいいます。
- ・実施機関・・・厚生年金保険の保険者をいいます。（日本年金機構、共済組合など）

② 戸籍謄本又は戸籍抄本を追加します。

従前の通知においては養育特例の申出については、住民票のみを添付することとしていましたが、対象となる子との正確な続柄を確認する必要があるため戸籍謄本（又は戸籍抄本）を追加します。

ただし、被扶養者認定の手続き等において既に共済組合へ提出している場合は省略することができるものとします。

養育特例の対象となる子の範囲は、実子及び養子に限られ、配偶者の子（連れ子）については対象外となります。住民票の続柄欄にはこれらを区分することなく、一律「子」と表示されるため、添付書類に戸籍謄本（又は戸籍抄本）を追加します。

なお、既に養育特例の適用通知を受け取っている方のうち、配偶者の子（連れ子）に係る申出を行っている方につきましては、当該適用の取消しを行いますので、共済組合までご連絡をお願いします。

③ 添付書類の証明日

申出時における続柄、養育（同居し監護する）状況を確認する必要があるため、添付書類は提出日から遡って 90 日以内に発行されたものとします。

なお、育児休業等（産前産後休業）を取得していた方が養育特例の申出を行う場合にあっては、育児休業等が終了した日の翌日（復職日）の属する月の初日以後に発行されたものとします。

証明日とは、市町村長の証明（発行）日をいいます。

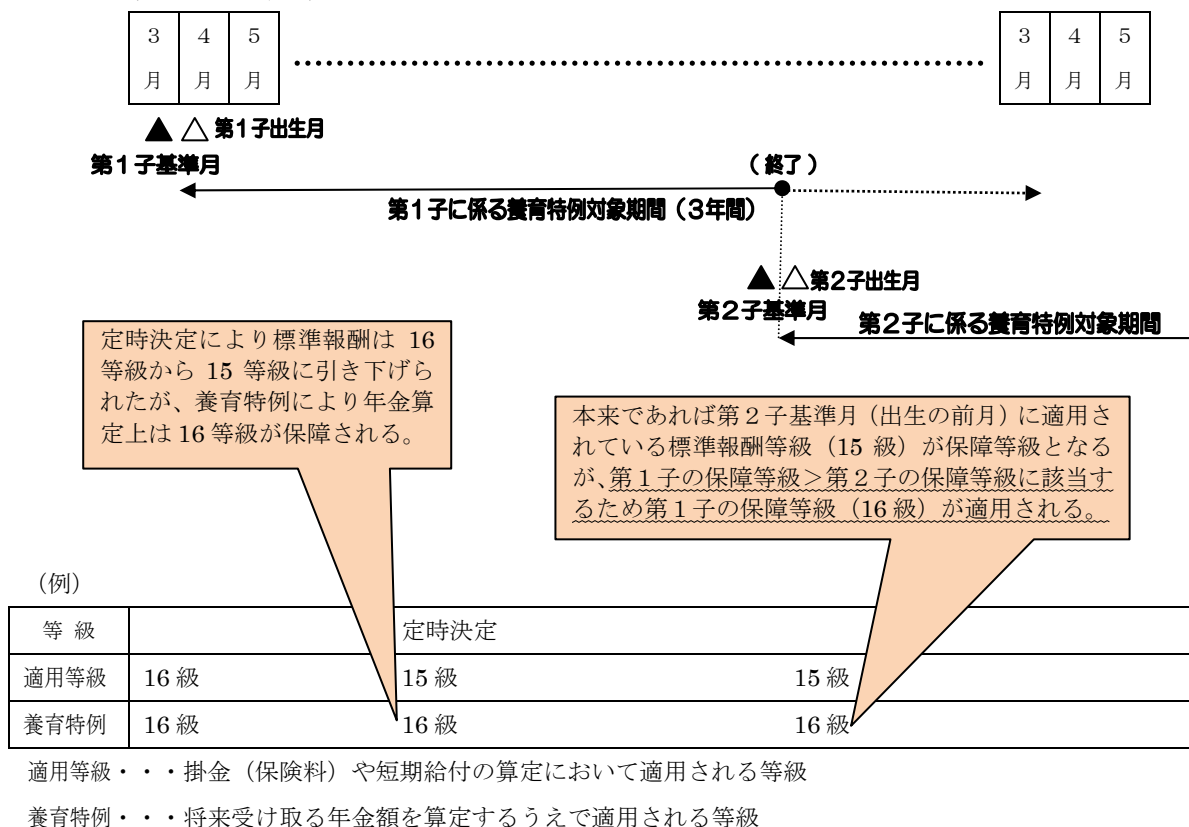
（コピーによる提出の際の所属所長の原本証明の日付ではありません。）

(2) 複数の子について養育特例を適用する場合の取扱い

① 兄弟、姉妹の場合

養育特例の対象期間中に、当該子以外の子に係る養育特例の申出を行った場合において従前保障等級（月額）が新たに保障されることとなる等級（月額）を上回る場合にあっては、従前保障等級（月額）により養育特例を適用します。

[イメージ図]



第 1 子についての養育特例の期間中に、更に第 2 子についての養育特例の申出を行った場合は、第 1 子に係る養育特例の取扱いは終了し、翌月から第 2 子に係る養育特例が開始することとなります。この場合において、第 1 子の保障等級（月額） > 第 2 子の保障等級（月額）である場合に限り、第 2 子に係る養育特例期間は第 1 子の保障等級（第 1 子と第 2 子と比較して高い方の月額）が適用されることとなります。

② 双子の場合

双子について養育特例の適用を申し出の場合にあっては、いずれか一方の子を対象として申出を行ってください。

（2 人分の申出を行っても 2 倍額が保障される訳ではありません。）

3 つ子以上であっても、同様です。

(3) 基準月において当共済組合の組合員でない場合の取扱い

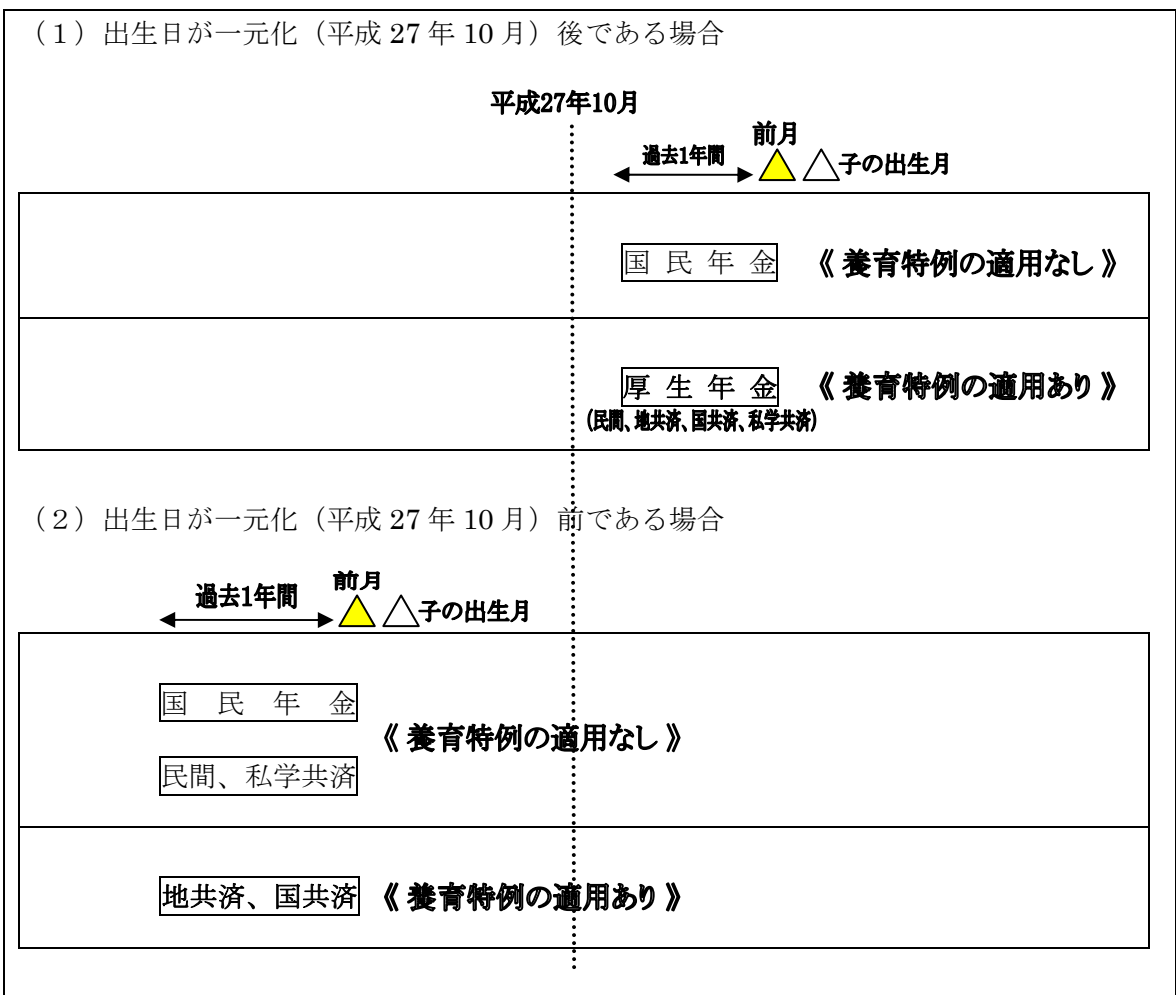
基準月（子の出生月の前月、又は当該月前1年以内の直近の月）において、当共済組合の組合員でない場合の養育特例の取扱いについては、次のとおりとなります。

- ① 基準月において厚生年金保険（民間、地共済、国共済、私学共済）の被保険者等であった場合は、当該実施機関における従前標準報酬等級（月額）により適用されます。（当該実施機関において養育特例の手続きを行っていても適用されます。）

ただし、子を養育することとなった日（出生日）が平成27年10月（被用者年金一元化）前である場合は、基準月において地共済又は国共済の組合員であった場合に限り適用されます。

- ② 基準月において厚生年金保険の被保険者等でなかった場合は、養育特例の適用はありません。

〔イメージ図〕



(4) 養育特例に関する Q&A

Q1 申出書の様式変更はいつからですか。また、既に提出している様式は差し替える必要はありますか。
A1 様式変更は本通知の受理日からとします。また、誤って旧様式を使用した場合であっても平成 28 年度中は柔軟に対応することとします。なお、既に提出している分につきましても差し替えの必要はありません。
Q2 複数の 3 歳未満の子を養育している場合には、必ず申し出を行わなければなりませんか。
A2 複数の 3 歳未満の子を養育している場合に限らず、養育特例は申し出ることができる制度となっていますので、必ず申し出を行う必要はありません。子を養育することによる所得水準の低下を将来受け取る年金に影響を与えないための制度となっていますので、育児に伴い、部分休業や育児短時間勤務を取得する場合や時間外勤務の減少などにより標準報酬が低下する場合に申し出を行うことをお勧めします。 (標準報酬が低下することとなった時点で申し出することも可能です。)
Q3 養育特例は男性組合員でも申し出ができますか。
A3 女性組合員に限らず、男性組合員でも申し出は可能です。
Q4 育児休業を取得している場合の申し出はどうなりますか。
A4 育児休業や産前産後休業期間中は掛金免除期間となり、当該期間中は養育特例の適用はありません。したがって、育児休業(育児休業を取得しない場合は産前産後休業)が終了した日の翌日(復職日)に養育特例の申し出が行えることとなります。 (留意事項) <u>戸籍謄本(又は戸籍抄本)</u> 及び住民票の証明日は復職日の属する月の初日以後に発行されたものとなります。 ※ 扶養認定等により既に共済組合へ提出している場合は戸籍謄本(又は戸籍抄本)の添付を省略することができます。(住民票は省略できません。)

3歳未満の子を養育する旨の申出書

※裏面を参照のうえ、ご記入ください。

(フリガナ) 申出者氏名		申出者 生年月日		昭和 平成		年		月		日	
所 属 所		組合員証 記号番号		公立							
職 名		基礎年金番号						—			
養育することとなった 日及びその事由 (該当する番号を○で囲んでください) ※裏面参照		平成 年 月 日		[養育することとなった日の属する月の前月に、他の実施機関に加入していた場合(注)、該当する番号を○で囲んでください。 (注)加入していない場合は、当該月前1年以内の直近に加入していた実施機関] 1 地方公務員共済組合(第3号厚生年金保険) [共済組合名 :] 2 養子縁組 3 同居開始 4 日本年金機構(民間企業等)(第1号厚生年金保険) 5 日本私立学校振興・共済事業団(第4号厚生年金保険)							
		1 出 生 2 養子縁組 3 同居開始									
養育の特例を開始した 日及びその事由 (該当する番号を○で囲んでください) ※裏面参照		平成 年 月 日		1 出生等 2 育休終了 3 産休終了 4 就 職							
養育する ことと なった子	(フリガナ) 氏 名			生年月日		平成		年		月 日	
地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法の規定による三歳に満たない子を養育する組合員(厚生年金保険の被保険者)等の標準報酬月額の特例を受けるため、上記のとおり申し出ます。 公立学校共済組合高知支部長 様 平成 年 月 日 住 所 _____ 申 出 者 _____ 氏 名 _____ (印)											
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 平成 年 月 日 職 名 _____ 所属所長 _____ 氏 名 _____ (印)											

《 共済組合記入欄 》

当該子に係る産前産後休業(掛金免除)の期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
-----------------------	---------------------

（ 裏 面 ）

【大切なことが書いてありますので、お読みください。】

- 3歳未満の子を養育する組合員等の標準報酬月額の特例（以下「**3歳未満養育特例**」といいます。）が適用される期間
は、申出をした月より前の月については、申出が行われた月の前月までの2年間となりますので、ご注意ください。
- この申出に基づく3歳未満養育特例は、次のいずれかに該当したときに終了します。これらのうち、①、④、⑤、⑥に該当
したときは、すみやかに「**3歳未満の子を養育しない旨の届出書**」をご提出ください。（②、③に該当した場合は届出は不要
です。）
 - この申出に係る子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
 - この申出に係る子が3歳に達したとき
 - 公立学校共済組合の組合員の資格を喪失したとき又は死亡したとき
 - この申出に係る子以外の子について3歳未満養育特例の適用を受ける場合、この申出に係る子以外の子を養育する
こととなったとき
 - 掛金等の特例（免除）を受ける育児休業等を開始したとき
 - 掛金等の特例（免除）を受ける産前産後休業を開始したとき
- この申出に基づく3歳未満養育特例が終了した後、新たに3歳未満養育特例を開始することになった場合は、再度、当該
申出に係る子について、「**3歳未満の子を養育する旨の申出**」を提出してください。

【記入にあたっての留意事項】

「養育することとなった日及びその事由」欄

事 由	記 入 例
子が生まれたことによる場合	「1 出生」を○で囲み、 <u>出生年月日</u> を記入してください。
子と申出者の養子縁組による場合	「2 養子縁組」を○で囲み、 <u>養子縁組を行った日</u> を記入してください。
別居していた子と同居することとなったことによる場合	「3 同居開始」を○で囲み、 <u>同居を開始した日</u> を記入してください。

「養育の特例を開始する日及びその事由」欄

事 由	記 入 例
子が生まれたことによる場合 【男性組合員に限ります】	「1 出生等」を○で囲み、 <u>出生年月日</u> を記入してください。 ※ 3歳未満の子を養育している期間中に次の子が生まれた場合にも 同様に記入してください。（併せて前の子に係る「 3歳未満の子を 養育しない旨の届出書 」もご提出ください。）
子と申出者の養子縁組による場合	「1 出生等」を○で囲み、 <u>養子縁組を行った日</u> を記入してください。
別居していた子と同居することとなったことによる場合	「1 出生等」を○で囲み、 <u>同居を開始した日</u> を記入してください。
育児休業等（掛金免除）が終了したことによる場合	「2 育休終了」を○で囲み、 <u>育児休業等が終了した日の翌日</u> を記入し てください。
産前産後休業（掛金免除）が終了したことによる場合 【女性組合員に限ります】	「3 産休終了」を○で囲み、 <u>産前産後休業が終了した日の翌日</u> を記入 してください。
3歳未満の子を有している方が、組合員になった場合	「4 就職」を○で囲み、 <u>組合員となった日</u> を記入してください。

【添付書類】

- 戸籍謄（抄）本又は戸籍記載事項証明書（申出者と子の身分関係及び子の生年月日を証明できるもの）
 - 住民票（申出者と子が同居していることを確認できるもの）
 - ※ コピーを提出する場合は、必ず所属所長の原本証明をおこなってください。
 - ※ 提出日から遡って90日以内に発行されたものをご提出ください。
 - ※ 養育の特例を開始した日に同居が確認できるものをご提出ください。
- （例）育児休業等が終了した場合は、育児休業等終了年月日の翌日の属する月の初日以後に発行された住民票が必要
になります。

3歳未満の子を養育しない旨の届出書

※裏面を参照のうえ、ご記入ください。

(フリガナ) 申出者氏名		申 出 者 生年月日		昭和 平成		年		月		日	
所 属 所		組合員証 記号番号		公立							
職 名		基礎年金番号				—					
養育しないこととなつた日及びその事由 ※裏面参照		〔 該当する番号を○で囲み、カッコ内の日を「養育しないこととなった日」として記入してください。 〕 平成 年 月 日 1 他の子の養育（他の子の出生日） 2 子を養育しなくなった（養育しなくなった日） 3 育児休業等（掛金免除）の開始（開始日） 4 産前産後休業（掛金免除）の開始（開始日）									
養育しないこととなつた子	(フリガナ) 氏 名			生年月日		平成		年		月 日	
地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法の規定による三歳に満たない子を養育する組合員（厚生年金保険の被保険者）等の標準報酬月額の特例の適用が終了したので、上記のとおり届け出ます。 公立学校共済組合高知支部長 様 平成 年 月 日 住 所 _____ 申 出 者 氏 名 _____ (印)											
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 平成 年 月 日 職 名 _____ 所属所長 氏 名 _____ (印)											

（ 裏 面 ）

【記入にあたっての留意事項】

「養育しないこととなった日及びその事由」欄

事 由	記 入 例
養育特例の適用中に次の子が生まれた場合 【男性組合員に限ります】	1を○で囲み、次の子の <u>出生年月日</u> を記入してください。
子を養育しなくなった場合 (例) 当該子が死亡したとき 当該子と離縁したとき 当該子と別居したとき	2を○で囲み、 <u>養育しなくなった日</u> を記入してください。
育児休業等(掛金免除)を開始した場合	3を○で囲み、 <u>育児休業等(掛金免除)を開始した日</u> を記入してください。
産前産後休業(掛金免除)を開始した場合 【女性組合員に限ります】	4を○で囲み、 <u>産前産後休業(掛金免除)を開始した日</u> を記入してください。